

2016-B		VI14-B			
拠出金・基金 の名称		在サハリン韓国人支援特別基金拠出金			
種 別		☒ イヤマークのみ ☐ 一部イヤマーク			
【拠出先の国際機関名】在サハリン韓国人支援共同事業体					
【所管官庁担当局課・室名】外務省アジア大洋州局北東アジア課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 1989年度に日本赤十字社と大韓赤十字社との間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、在サハリン「韓国人」の一時帰国、永住帰国等の支援のための経費を拠出し、また、今後の支援策の検討・実施のための協議費用を拠出するもの。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1	外貨2	レート	ODA率(%)
平成28年度	101,817			円建て	0
平成27年度	98,942			円建て	0
平成26年度	102,249			円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 戦前、様々な経緯でサハリンに渡った朝鮮半島出身者は、戦後、サンフランシスコ平和条約の発効によって日本国籍を喪失したが、1990年まで旧ソ連と韓国に国交がなかったことから、大部分は引揚げの機会がないまま、サハリンに残留を余儀なくされた。日本政府としては、このような歴史的な経緯及び人道的な観点から日韓共同で韓国への一時帰国や永住帰国等の支援を行うため、平成元年(1989年)度に在サハリン韓国人支援共同事業体(日赤・韓赤により構成)を設立、支援を始めた。 過去の日韓首脳・外相会談において、累次にわたり、韓国側から在サハリン「韓国人」への支援の実施に対する謝意の表明がなされとともに事業の継続的な実施を求められている。また、日韓併合100年となった平成22年8月に発出された内閣総理大臣談話においても、本支援の実施が盛り込まれており、継続的な実施が重要であり、平成26年3月参議院外交防衛委員会においても外相が本件支援の継続的实施について発言している。					
【備考】					